

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	阿久根市 障害者福祉関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿久根市は、障害者福祉関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

阿久根市長

公表日

令和3年8月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	障害者福祉関係事務			
②事務の概要	児童福祉法及び身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、知的障害者福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律などの関連法の規定に基づき、総合的な障害福祉サービスの提供を行っている。 障害者福祉関係事務において、特定個人情報を以下のとおり取り扱う。 ①所得、課税及び扶養情報等の税情報、生活保護情報、住基情報の照会 ②転出及び転入世帯の番号取得及び住基照会 ③転入世帯の所得、扶養及び課税情報照会 ④医療保険情報の照会 ⑤年金情報の照会 特定個人ファイルは、以下の事務に使用している。 ①障害手帳交付に関する事務 ②療育手帳交付に関する事務 ③精神障害者保健福祉手帳交付に関する事務 ④自立支援給付関係事務 ⑤障害者福祉サービス関係事務 ⑥障害児童通所関係事務 ⑦地域生活支援事業関係事務 ⑧特別障害者等手当関係事務			
③システムの名称	障害者福祉システム（身障手帳、療育手帳、精神手帳、補装具費、更正医療、精神通院、育成医療、障害者福祉サービス、児童通所サービス、日常生活用具、地域生活支援、特別障害者等手当）、総合福祉共通システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ			
2. 特定個人情報ファイル名				
手帳情報ファイル、受給者情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 阿久根市個人情報の利用等に関する条例（番号法第9条第2項）			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	（情報提供事務） 番号法第19条第8号、第9号 別表第二 8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第59条の2の2 阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3 別表第2: 右欄（特定個人情報）に「重度心身障害者医療費助成関係情報」が含まれる項（1,2） 別表第3: なし （情報照会事務） 番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条、第10条、第10条の2、第12条、第14条、第27条、第55条、第55条の2、第55条の3 別表第2: 5の項 別表第3: なし			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	福祉課			
②所属長の役職名	福祉課長			
6. 他の評価実施機関				
—				
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211			
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先	阿久根市情報公開・個人情報保護担当 899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町200番地 問合せ先電話番号 0996-73-1211			

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	②所属長	生きがい対策課長 早瀬 則浩	生きがい対策課長 山元 正彦	事後	
平成29年4月1日	①部署	生きがい対策課	福祉課	事後	
平成29年4月1日	②所属長	生きがい対策課長 山元 正彦	福祉課長 山元 正彦	事後	
平成30年4月1日	②所属長	福祉課長 山元 正彦	福祉課長 川畑 幸博	事後	
平成31年4月1日	②所属長	福祉課長 川畑 幸博	福祉課長	事後	新様式に対応
令和1年6月1日	IV リスク対策	－	9項目追加	事後	新様式に対応
令和3年8月19日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項 条例制定(番号法第9条第2項)	番号法第9条第1項 別表第一 8項、11項、12項、14項、34項、47項、84項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 阿久根市個人番号の利用等に関する条例(番号法第9条第2項)	事後	
令和3年8月19日	I-4-② 法令上の根拠	(情報提供事務) 番号法第19条第7項 別表第二 16,56の2,57,87,116の項 (情報照会事務) 番号法第19条第7項 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項	(情報提供事務) 番号法第19条第8号,第9号 別表第二 8,11,16,20,26,53,56の2,57,87,108,116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第7条,第10条,第12条,第14条,第19条,第27条,第30条,第31条,第44条,第55条,第59条の2の2 阿久根市個人番号の利用等に関する条例別表第2及び別表第3 別表第2:右欄(特定個人情報)に「重度心身障害者医療費助成関係情報」が含まれる項(1,2) 別表第3:なし (情報照会事務) 番号法第19条第8号 別表第二 10,11,12,16,20,53,108,109,110の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第9条,第10条,第10条の2,第12条,第14条,第27条,第55条,第55条の2,第55条の3 別表第2:5の項 別表第3:なし	事前	令和3年9月1日に施行される番号法の改正に伴う変更
令和3年8月19日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	
令和3年8月19日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年8月11日 時点	事後	

[illegible]